

勤労控除に関する資料

－ 目 次 －

	頁
1. 勤労控除の概要	1
2. 勤労控除の経緯	4
3. 勤労控除の在り方についての論点と検討の方法	5
4. 就労に伴う必要経費の水準について	6
(参考)勤労控除に関する意見	8

1. 勤労控除の概要

①勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

②勤労意欲の増進・自立助長

※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。

○基礎控除 [上限額 月額 33,190円 (1級地) 勤労収入額8,000円までは全額控除]

経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式 (収入金額比例方式) を採用している。

○その他の控除

- ・特別控除 [年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円 (1級地)]
- ・新規就労控除 [基準額 月額 10,400円 (各級地共通) 就労から6か月間]
- ・未成年者控除 [基準額 月額 11,600円 (各級地共通)]

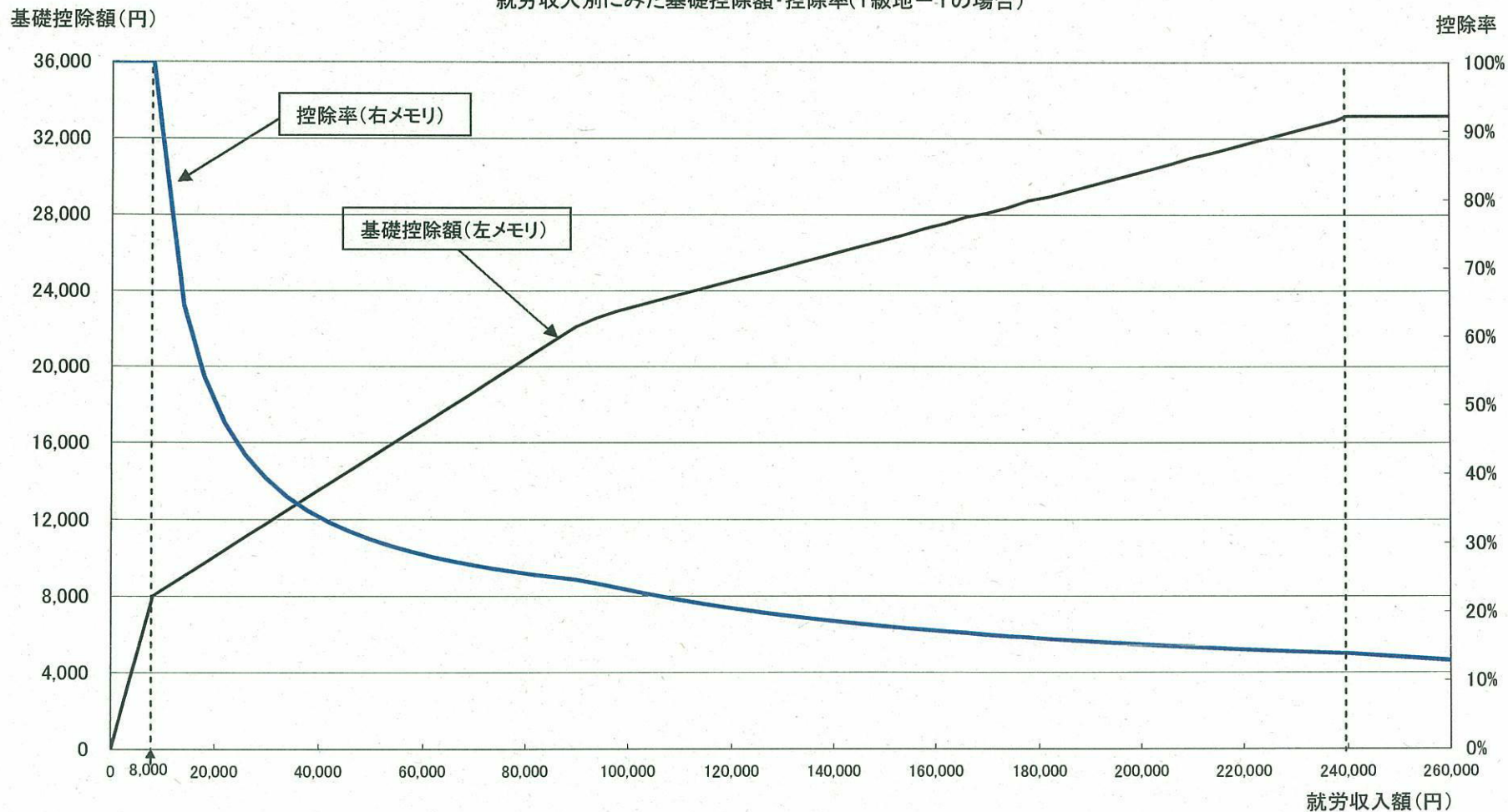
世帯類型別にみた勤労控除額

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12.2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

資料:被保護者全国一斉調査(平成17年7月1日時点)

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。

就労収入別に見た基礎控除額・控除率(1級地-1の場合)



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%